

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、プロパンガスの販売等を営むA所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、ガスボンベの配達交換作業に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日午前10時00分頃、納入するガスボンベを取りにC営業所に向かい、同営業所内のガスボンベ保管庫で作業中、同保管庫のドアに左肘をぶつけ負傷した（以下「本件災害」という。）が、当日はそのままA内の納入先で作業を続け、翌日以降も左肘をかばいながら就労を続けたため、右肘も痛めたとしている。

その後、請求人は、同年〇月〇日、D整形・形成外科クリニックに受診し、「左肘関節炎、右肘関節炎」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、平成〇年〇月〇日に監督署長に対し、本件傷病に係る療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日にC営業所のガスボンベを保管する倉庫において、鉄製のドアに左肘をぶつけ負傷、以後、左肘をかばいながら就労を続けていて、右肘も痛めたと主張している。

また、会社は、本件災害から2年3か月を経過した後に請求人の労災請求に協力し、療養補償給付たる療養の費用請求書や負傷原因届において、業務上災害である旨記載している。

(2) この点について、社長は「団体交渉相手である組合立ち合いの中で、私は手帳などの記録を確認した上で、私はFさん(請求人)から直接特に報告を受けていないとFさん(請求人)に対して答えました。」と述べ、本部長も、「団体交渉の中で労災に関する話は出てきませんでした。最後の7回目の交渉の時に以前に労災があったとの申し出が突然出てきました。本人の申し出た負傷当時は事故報告書等は提出がされていなかったため、事故の把握はしていませんでした。事故報告書は7回目の交渉以降に遡りで作成してもらいました。」と述べていることから、会社は本件災害の発生時にはその事実を承知しておらず、組合との7回目の団体交渉後に、請求人の申し出に基づき、労災請求の手續に協力したものであると認められる。

(3) 本件災害について、請求人自身が「ボンベを運ぶ作業をするときは1人で現場に行って作業しています。怪我をした時は全て1人での作業中のことでした。」と述べているとおりの現認者は存在しない。

また、請求人は、本件災害に関して、平成〇年〇月〇日の聴取書では、「ぶつけた右肘には出血はありませんでしたし、あざも出来ていません。痛みを抑えるために病院で右膝用に以前にもらっていたシップを張っていたらできものが出来てしまいました。右肘をいつ頃怪我したのかは覚えていません。」「右肘を怪我した時は1人で作業していた時です。」「右肘を怪我したあと、会社の敷地の床、天井のコンクリートを壊す作業をさせられたことがありました。右肘が痛いので止めさせて欲しいと言いましたが、作業を命じられました。」と述べている。一方、請求人は、平成〇年〇月〇日の聴取書では、要旨、「平成〇年〇月〇日、午前10時頃、納入先のボンベを取りに、C営業所に向かい、ボンベ庫において、そのドアに左肘をぶつけました。」「その後、先ほどお話しした、本社の解体工事が始まり、左肘をかばっていたため、右肘が痛くなったので、平成〇年〇月〇日にも受診しています。」と述べており、受傷部位等についての申述には矛盾がみられる。

さらに、一件記録を確認したが、会社関係者からも請求人から負傷した旨の報告を受けたとする申述も認められない。

- (4) 医証についてみると、請求人が本件傷病に関し病院を受診したのは、本件災害が発生したと主張する日から約1か月後の平成〇年〇月〇日であり、診療録からは、自訴以外に他覚的所見は確認されていない。なお、E医師は「平成〇年〇月〇日初診となった『左肘関節炎』については、本件災害との因果関係は不明である。」との意見を述べている。

また、請求人は、左肘をかばいながら就労していて右肘も痛めたと主張しているが、長期間受診しなかったことで、そもそも本件災害と本件受傷との因果関係を立証することは困難であると考えられるところ、当審査会としてもE医師の意見は妥当であると判断する。

- (5) したがって、療養補償給付たる療養の費用請求書において、会社が本件傷病は業務上災害によるものであるとの事業主証明を行っているものの、請求人の主張以外に本件災害の発生を確認できる資料が存在せず、本件災害と本件傷病との間の医学的因果関係も明らかでないため、当審査会としても請求人が主張する本件傷病が本件災害により受傷したものと認められないものと判断する。

なお、請求人は、本件災害による受傷の治療が遅れたのは、怪我を報告しても会社が労災隠しを行い、通院を認めなかったためと主張しているが、前述の

とおり会社は組合交渉後、請求人の労災請求の手續に協力し、業務上災害であると事業主証明をしており、会社は団体交渉前には本件災害の事実を知らなかったとみるのが相当であり、会社が労災隠しを行っていたとする請求人の主張は採用できない。

- 3 以上のおりであるので、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。